平成２８年（フ）第１９１号
盛岡市東仙北１丁目１番34―203号
債務者　小倉　智子
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１８１号
愛知県稲沢市天池遠松町102番地１　グローリアス稲沢天池803
債務者　**眞**邊年夫こと　眞邊　年夫
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第８６号
奈良県生駒郡三郷町立野南１丁目７番22―２号
債務者　寺内　　剛
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２６号
和歌山県田辺市稲成町297番地の３　202、前住所和歌山県田辺市目良45番２―404号
債務者　山本美津子
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第７２号
長崎県大村市富の原２丁目654番地１　ｄｏｕｃｅｃｌａｒｔｅＦ、旧住所熊本県熊本市東区御領６丁目８番41―102号　御領ハイツＣ
債務者　井上　大輔
1　決定年月日時　平成28年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１１１６号
愛知県あま市木田東新五領12番地13
債務者　春田　幸男
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１７７号
名古屋市西区中沼町235番地　平田荘９棟1104号
債務者　津田　秀子
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５号
広島県庄原市東本町４丁目７番１―204号
債務者　小山ユリコ
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第１２号
長崎県五島市籠淵町2094番地10、住民票上の前住所長崎県五島市武家屋敷１丁目４番13号８号室
債務者　冨田　令子（旧姓板本）
1　決定年月日時　平成28年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２８年（フ）第３５号
熊本県八代郡氷川町野津2704番地１
債務者　石原　千聖
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第２１４号
大分市大字中判田1662番地
債務者　松岡　健志
1　決定年月日時　平成28年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第９１号
愛知県新城市字東沖野20番地10　県営弁天住宅１街区２棟505、従前の住所愛知県新城市有海字稲場58番地３
債務者　織田　恵子
1　決定年月日時　平成28年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月３日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第９７号
愛知県豊橋市飯村南４丁目２番地８　(302)、従前の住所富山県砺波市東石丸198番地
債務者　大坪　　清
1　決定年月日時　平成28年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月３日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１０３号
愛知県田原市折立町折立73番地
債務者　杉浦はつ子
1　決定年月日時　平成28年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月３日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第２５３号
静岡県浜松市中区中沢町76番325号中沢シティハイツガーデン、前住所静岡県浜松市北区初生町996番地の12カーサプリマベーラウエスト
債務者　加茂　明子
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２７２号
静岡県袋井市高尾1559番地の90
債務者　諸井恵美子
1　決定年月日時　平成28年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係